

事 務 連 絡
令和3年4月28日

一般社団法人全国介護付きホーム協会
代表理事 遠藤 健 様

東京都福祉保健局高齢社会対策部長
山 口 真 吾

高齢者施設の職員等の皆様を対象とした集中的・定期的検査について

日頃より、東京都の高齢者福祉行政及び新型コロナウイルス感染症対策に、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

高齢者施設の入所者は重症化リスクが高い特性があり、集団感染が発生した場合に入所者や施設運営への影響が大きいことから、外部との接触機会の多い職員等を対象に定期的に検査を実施することが重要です。

また、去る4月23日、緊急事態宣言が4月25日から5月11日までを期間として発出されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂され、この中で東京都は、高齢者施設の職員等に対する検査の頻回実施を求められています。

このため都は、都内の高齢者施設の職員等の皆様を対象に、4月から6月までの期間、週1回を目安とする集中的・定期的な検査を実施することとし、都が契約した民間検査機関から各高齢者施設へPCR検査キットを順次送付しております。

ついては、貴会においても、関係施設への周知方ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本件については、都から以下の対象施設あてに周知していますことを、申し添えます。

(対象施設)

【広域型】

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム（特定）、サービス付き高齢者向け住宅（特定）、軽費老人ホーム（ケアハウス）（特定）

【地域密着型】

特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（特定）、軽費老人ホーム（ケアハウス）（特定）、認知症高齢者グループホーム

担当（有料老人ホーム（特定）について）
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
有料老人ホーム担当 深澤・荒井
電話（03）5320-4296